令和８年１１月１６日

事業主　様

大阪婦人子供既製服健康保険組合

e-Gov を活用した電子申請環境への移行時期の見直しについて

平素より、当健康保険組合の事業運営に格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、健康保険組合への電子申請環境について、現在のマイナポータル環境を使った電子申請システムから、e-Gov 環境を使った電子申請環境へ移行すること、及びその本格運用開始時期は、令和 8 年 11 月とご案内してきたところです。

今般、電子申請環境の構築を進める中で、電子申請に係る各システム間の連携テストの結果、システムの修正や追加の動作確認が必要であることが判明しました。

また、事業主の皆様および健康保険組合に安心してシステムをご利用いただくためには、テストの再実施や本格稼働に向けた運用面の確認作業が必要であるとの認識から、デジタル庁、厚生労働省、健康保険組合連合会の三者において令和 8 年 11 月の円滑な本格導入は困難であるとの判断に至りました。

以上を踏まえ、上記三者において「本格導入時期については、申請者である事業主・社会保険労務士及び事務処理を担う健康保険組合の負担や混乱を生じさせることなく、安定的かつ円滑に実施することを最優先とするため、システム面等の様々な課題やリスクにも適切に対処しつつ、e-Gov 環境を活用した電子申請への移行については、令和９年２月を目指し進めること」とし、より緊密な連携をとり確実な導入に向けて取り組むとしております。

事業主・ご担当者様には、大変ご迷惑とご心配をおかけすることとなりますが、何卒ご理解を賜りますとともに、引き続きご協力くださいますようお願い申し上げます。